

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与については、職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果や人事院勧告の内容等を勘案して検討しました。

その結果、月例給は、職員給与が民間給与を下回っていることから、較差を解消するため、1.05%引き上げ、人材確保の観点等から、初任給及び若年層に重点を置いて、給料表の改定を行うこととしました。

また、特別給（ボーナス）は、民間の支給割合との均衡を図るため、職員の年間支給割合を0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当にそれぞれ0.05月分ずつ配分することを勧告しました。

公務運営については、人材の確保・育成等や勤務環境の整備、仕事と生活の両立支援など諸課題に対する取組の推進が必要であることを報告しました。

人事委員会の報告・勧告制度は、職員の労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に基づき、職員の適正な給与その他の勤務条件を確保しようとするものです。

議会及び知事におかれては、給与勧告が完全に実施されるよう所要の措置をとられることを、改めて要請します。

職員の皆さんには、県民全体の奉仕者としての使命感を持って職務に取り組む、県民の皆様の期待と信頼に応えていかれるようお願いいたします。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と役割について、深い御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年10月17日

山口県人事委員会委員長 上野 清